

市民集会 **司法修習生に対する給費制を存続させよう!**

災害予防・復興から考える 弁護士の公共的役割

法律家(裁判官、検察官、弁護士)の卵である司法修習生の給与が廃止され、必要な者に生活資金を貸し付ける貸与制に切り替わろうとしています。多くの修習生が、300万円から1000万円を超える借金を抱えて法律家としてのスタートを切ることになります。多額の経済的負担状況を反映して、法律家を志す人が激減しています。多様な層から権利の担い手である法律家となる人材を確保し育成することは、社会全体、ひいてはその構成員である市民・国民一人ひとりの利益となるはずですが、給費制の廃止は、市民・国民のために奮闘する志ある法律家の育成を阻み、司法制度そのものの変質をもたらす重大な問題です。

□ 蹄疫災害や東日本大震災における弁護士・弁護士会の活動を振り返り、法律家養成のあり方を含め、司法制度と修習生の給費制度存続の意義について、市民のみなさんとともに考えたいと思います。

無料

●プログラム●

〔第1部〕給費制をめぐる状況

- 寸劇基調報告「THE ディベート 財務省 vs ビギナーズ 宮崎バージョン」劇団てげてげ
- 基調報告(日弁連給費制対策本部、宮崎県本部)

〔第2部〕災害予防・復興から弁護士の公共的役割を考える

- 報告 初鹿野聡さん(みんなのくらしターミナル代表理事)
- パネルディスカッション 小松平内さん(元裁判官)
川上明彦さん(日弁連給費制対策本部長代行、法曹養成フォーラム構成員)
ビギナーズネット会員 (以上予定)
- リレートーク 市民団体ほか

日時 2011年 **7月16日(土)**

18:00開場 18:30開会 20:30閉会(予定)

場所 **宮崎市中央公民館**

主催/宮崎県弁護士会 共催/日本弁護士連合会、九州弁護士会連合会

☎連絡先 宮崎県弁護士会 TEL0985-22-2466



裕福な家庭に生まれた人しか「権利の担い手」になれない社会でいいのか――

市民・国民共通のインフラ・司法制度の担い手を市民・国民が育てよう――



法曹養成フォーラムで議論が始まっています。

●裁判所法改正から6年半、もうすぐ延長も終了、給付制廃止が目前に

2004年12月、司法修習生の給与制を廃止して国が修習資金を貸し付ける制度に切り替える改正裁判所法が成立しました。改正に際しては衆参両院での附帯決議がなされ、「統一・公平・平等という司法修習の理念が損なわれないよう、また、経済的事情から法曹への道を断念する事態を招くことがないよう、法曹養成制度全体の財政支援の在り方も含め、関係機関と十分な協議を行うこと」が明記されました。昨年11月1日が施行日でしたが、全国の市民のみなさまのご支援により、給費制が1年間延長されました。しかしその期限も目前です。

●法律家の養成制度を検討する「フォーラム」で給費制の行方が議論されています

2011年5月13日、政府内に、給費制の存廃問題を含む法律家の養成全般について検討を行う「法曹の養成に関するフォーラム」が設置され、5月25日の第1回会合から議論がスタートしています。本年8月末までには給費制の存廃について一定の結論がとりまとめられることになっています。このフォーラムで、ぜひとも給費制維持の結論を獲得すべく、ぜひ市民のみなさまのご支援、ご協力をお願いしたいと思います。

●宮崎市中央公民館●

宮崎市宮崎駅東1丁目2番地7



●市民のための司法制度を担う法律家を市民の手で育てよう

弁護士も、人権救済、権利実現、紛争解決機能を果たす司法制度の一翼を担っています。日々の業務も、個々の人権・権利救済を通じ、また権力のチェックや社会的平和の回復など常に公益に関わっています。司法制度を担う人材の育成は、「育成される者の個人的な利益」のためではなく、社会全体のため、ひいては市民・国民一人ひとりのため、といえるのではないのでしょうか。わが国の司法制度が、人権の砦の機能をきちんと果たすためにも、その担い手をこれからも市民・国民のみなさんと育てていただきたいと思います。私たちは強く願うものです。